



30 環 対 第 55 号
平成 30 年 6 月 18 日

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村 たかし 様

名古屋市長 河 村 た か し

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価その他の手続の再
実施について（通知）

平成 30 年 5 月 22 日付けで提出されましたみだしの事業に係る事業内容の変
更の届出について、名古屋市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定に基づき、
当該変更後の対象事業について環境影響評価その他の手続の全部又は一部を再
度行う必要があるか否かを下記のとおり判断しましたので、同項の規定により
その結果を通知します。

記

名古屋市環境影響評価条例第 4 章第 1 節から第 5 節までに規定する環境影響
評価の手続の全部又は一部を再度行う必要はない。

（環境局地域環境対策部地域環境対策課 TEL：972-2697）

金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る事業内容の変更の届出に対する市長の判断

1 変更前の当該事業の環境影響評価について

(1) 環境影響評価書における内容等

当該事業は、平成 30 年 5 月 18 日に環境影響評価書が提出されたものである。
環境影響評価書における事業計画（概略）は、以下のとおりである。

【事業名称】	金城ふ頭地先公有水面埋立て
【事業予定地の位置】	名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面
【事業予定地の区域面積】	16.4ha
【主要用途】	埠頭用地（モータープール敷他）、公共耐震強化岸壁
【埋立地の地盤の高さ】	N.P. + 4.8m

(2) 環境影響評価書における環境影響評価の項目

上記の事業計画に係る環境影響評価書における環境影響評価の項目は、以下のとおりである。

- 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）
- 悪臭（特定悪臭物質及び臭気指数）
- 騒音（建設作業騒音、道路交通騒音）
- 振動（建設作業振動、道路交通振動）
- 水質・底質（浮遊物質、水象、化学的酸素要求量）
- 安全性（交通安全）
- 廃棄物等（廃棄物等）
- 植物（重要な海生植物）
- 動物（重要な動物・注目すべき生息地）
- 生態系（地域を特徴づける生態系に応じた注目種等）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス）

2 事業計画の変更の内容

当該事業における主な変更の内容は、事業計画の進捗に伴い、埋立区域の位置を変更し、面積を減少させるものである。

(1) 変更届の対象となる事業の諸元の変更について

項目	変更前	変更後	変更内容
埋立区域の位置			区域南東側の一部を陸側に 20m 後退させる
埋立区域の面積	16.4ha	16.3ha	0.1ha 減少する

(2) その他の変更について

項目	変更前	変更後	変更内容
工作物の配置	護岸②：耐震強化岸壁の延長線上	護岸②：耐震強化岸壁の延長線上より20m陸側に後退 護岸③：護岸②と耐震強化岸壁を接続	護岸②を陸側に後退させることに伴い、護岸③を新たに配置する
工作物の延長	護岸①：74m 護岸②：127m 耐震強化岸壁：320m	護岸①：75.8m 護岸②：146m 護岸③：21.3m 耐震強化岸壁：290m	

3 事業計画の変更に伴う環境影響評価について

(1) 環境影響評価の項目及び予測・評価手法について

当該事業に係る事業計画の変更の内容により、新たに環境影響評価の項目として追加すべき環境要素はなく、また、予測・評価手法についても変更はないと考えられる。

(2) 当該変更に係る環境への影響の程度について

ア 工事中について

事業計画の変更に伴い、以下の環境影響評価項目について、環境への影響の程度に変更が生じる可能性があると考えられるが、事業内容の変更の届出の別添資料に示されているとおり、環境への影響の程度は変更前と比較し同等またはそれ以下となると考えられる。

また、悪臭及び廃棄物等については、事業計画の変更による変化がないことから、環境への影響の程度は同等となると考えられる。

- 大気質（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄）
- 騒音（建設作業騒音、道路交通騒音）
- 振動（建設作業振動、道路交通振動）
- 水質・底質（浮遊物質）
- 安全性（交通安全）
- 植物（重要な海生植物）
- 動物（重要な動物・注目すべき生息地）
- 生態系（地域を特徴づける生態系に応じた注目種等）
- 温室効果ガス等（温室効果ガス）

イ 存在・供用時について

事業計画の変更に伴い、以下の環境影響評価項目について、環境への影響の程度に変更が生じる可能性があると考えられるが、変更する面積は0.1haと小さく、新たに設置される護岸の構造も他の護岸と同じであるため、環境への影響の程度は変更前と比較し同等またはそれ以下となると考えられる。

また、その他の環境影響評価項目については、事業計画の変更による変化がないことから、環境への影響の程度は同等となると考えられる。

- 水質・底質（水象、化学的酸素要求量）
- 植物（重要な海生植物）
- 動物（重要な動物・注目すべき生息地）
- 生態系（地域を特徴づける生態系に応じた注目種等）

(3) 変更内容に対する関係地域について

事業計画の変更内容から、関係地域を変更する必要はないと判断する。

4 変更後の対象事業に係る環境影響評価の再手続についての判断

今回の事業計画の変更では、名古屋市環境影響評価条例第4章第1節から第5節までに規定する環境影響評価の手続の全部又は一部を再度行う必要はないと判断する。

名古屋市環境影響評価条例（抄）

- 第31条** 事業者は、第10条の規定による告示が行われてから第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示が行われるまでの間に第9条第1項第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、変更予定年月日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該変更を行う旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当する場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出には、当該届出の電磁的記録であって、市長が定めるものを添付するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、当該届出の日から起算して規則で定める期間内に、当該変更後の対象事業について第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要があるか否かを判断し、その結果を当該事業者へ通知するものとする。
 - 4 前項の場合において、市長は、必要に応じて、名古屋市環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定による通知をしたときは、その旨を告示し、第1項の規定による届出及び当該通知の写しを当該告示の日から起算して15日間公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
 - 6 事業者は、第3項の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を再度行う必要がある旨の通知を受けたときは、当該通知に係る環境影響評価、事後調査その他の手続を行わなければならない。
 - 7 第25条の規定は、前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者について準用する。この場合において、第25条中「告示」とあるのは「告示(同条の規定による告示が行われ、かつ、第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が再度行われた後に行われるものに限る。)」と読み替えるものとする。